

第3回

地域における消費者教育の推進に向けた 地域ネットワークの構築・強化に関する分科会 議 事 録

消費者庁消費者教育推進課

第3回

地域における消費者教育の推進に向けた地域ネットワークの構築・強化に関する分科会 議事次第

- 1 日 時：令和8年5月26日（火）16：00～18：00
- 2 場 所：中央合同庁舎第4号館 共用419会議室
- 3 議 題
 - 1 事務局説明（本日御議論いただきたい事項等）
 - 2 消費者教育コーディネーターとしてのこれまでの取組と課題
 - 3 意見交換
- 4 出席者（敬称略）

委員：遠藤 友美子、大藪 千穂、岡田 美保、角山 信司、高比良 直子（50音順）

オブザーバー：金融庁、文部科学省、厚生労働省、国民生活センター

事例報告：岡山県消費生活センター 消費者教育コーディネーター 矢吹香月
- 5 配布資料
 - 資料1 本日御議論いただきたい事項
 - 資料2 消費者教育コーディネーターとしてのこれまでの取組と課題

○大藪座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第3回「地域における消費者教育の推進に向けた地域ネットワークの構築・強化に関する分科会」を開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、委員のうち、岡田委員は遅れてご参加、角山委員にはオンラインで御参加いただいております。柿野委員、倉本委員は御欠席と伺っています。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

お手元の議事次第を御覧ください。第1回・第2回分科会では、都道府県や基礎自治体に御協力いただきまして、地域の様々な教育資源を活用しながら、消費者教育の機会の創出・充実に向けて取り組んできたという事例を御紹介いただきました。またJ-FLECや見守りネットワークという、消費者教育の推進に当たって連携先となり得る関係者からの御説明をいただきました。

本日は、このようなファクトを基にいたしまして、夏頃をめどとしている取りまとめに向けて議論を深めていきたいと思っております。具体的には、分科会を開始した時点の目的にもありましたように、地域ネットワークの構築・強化に関する方策について分科会として現状の把握や課題の抽出を行って、対応の方向性について一定の考えをまとめていきたいということになっております。

本日御議論いただきたい内容については、この後、事務局から議題（1）として説明させていただきます。その上で、地域ネットワークの構築・強化に当たっては、各地域において消費者教育コーディネーターが十分に役割を発揮するというのが1つの有効な手段でありまして、このことはこれまでのヒアリングでもお話を伺ってきたところでございます。そこで、本日は委員の皆様による議論が進むように、実際に消費者教育コーディネーターとして活動をしてこられた岡山県消費生活センターの矢吹香月様から、これまでの取組や各地の消費者教育コーディネーターの活動現状、何を課題と考えるのか、また今後取り組むべき方向性についてお話を伺えることになっております。

矢吹様におかれましては大変御多忙の中、東京で御参加いただいていることについて、この場を借りて改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。

矢吹様からの御説明の後、質疑応答を行いまして、最後に委員間の意見交換へと進行させていただきます。

それでは、議題（1）の「本日御議論いただきたい事項等」に進行させていただきます。資料1に基づき、消費者庁、黒田課長から説明のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○黒田課長 ありがとうございます。

それでは、資料1を御覧いただければと思います。

1 ページ目を御覧ください。

本日、御議論いただきたい事項を整理してございます。今、大藪座長からも冒頭で御説明いただきましたとおり、この分科会は「あらゆるライフステージの多様な消費者への消

費者教育の機会の創出・充実」という大きな目標の実現に向けまして、地域ネットワークの構築・強化を図るために必要な方策を検討することを目的として開始いたしました。そのため幾つかの自治体の皆様にも御参加いただきながら、様々な関係者や場、また既存のネットワークを視野に入れて、教育の機会を創出するための工夫ですとか現状等を御紹介いただいていたところでございます。また連携先となり得るネットワークや主体による取組といたしまして、消費者庁からは見守りネットワークの取組を、また倉本委員からはJ-FLECによる金融経済教育の取組を御紹介いただいたところでございます。

これまでの議論を踏まえますと、特に多様な関係者や教育の場をつなぎ、間に立って調整することを役割とする消費者教育コーディネーターが十分に役割を發揮できるようにすること、あるいは消費者教育コーディネーターを擁する自治体が組織としてコーディネート機能を發揮することが重要であることが改めて見えてきたものと認識してございます。

他方で、消費者教育推進法の施行やこれまでの推進会議での御議論の成果でもあり、また何より各地の御尽力もありまして、消費者教育コーディネーターの育成・配置自体は全国で格段に進んできているところで、もう既に340名を超えて配置されているところでございます。そのような中でこの分科会を開催したことの成果として、分科会委員の皆様におかれまして、今までの取組をさらに一步前進させるために何が必要かを御議論いただき、一定のお考えを示していただくことをお願いしたいと考えてございます。

そこで事務局において、今一度御議論いただきたい論点を整理したのが資料1になります。これは取りまとめの方向性を考えるに当たっての柱になるものと考えてございます。

まず「(1) 各地の取組の現状等の把握・評価」についてです。これは、この分科会におけるヒアリングや意見交換を通じ、各地のこれまでの取組や現状をどのように受け止めているか、そしてどこに難しさがあると感じられたかなどについて御意見をいただきたいということでございます。この点が今後どのような取組を進めていくべきかを検討するに当たっての土台となるものと考えております。

次に、中段の「(2) 消費者教育コーディネーターに求められる役割の深掘り」についてです。これまでの御議論の中では、消費者教育コーディネーター御本人あるいは育成・配置を進めている自治体において、コーディネート業務の具体的な内容や、地域のどこでどのような教育の場を生み出していくことを目指すのかということイメージできていないのではないかとこの気づきが得られたところでございます。そこで消費者教育コーディネーターに求められる役割について、抽象的な概念にとどまらず、具体的な業務内容イメージを示すことが各地での取り組みやすさにつながるのではないかと考えております。この具体的な役割の内容について、委員の皆様のお言葉で深掘りいただければ幸いと考えております。

最後に、一番下の(3)「現状の課題を踏まえた今後の取組の方向性」についてです。今、申し上げた(1)(2)、こうした点について、つまりこれまでの取組などを踏まえて、具体的に誰が何を進めていくことが「地域ネットワークの構築・強化」というこの分

科会の最終目標、目的の実現につながるかということについて、委員の皆様のお考えをお聞きして、分科会としての意見を取りまとめてまいりたいと考えてございます。

その上で、2ページ以降では、議題（1）から（3）までに關する委員の皆様による議論に資するよう、本分科会におけるこれまでの議論を踏まえた考え方を整理しております。

簡単に御説明いたしますが、まず2ページ目、「ヒアリングから見えてきた現状とその背景」ということで、議題（1）関係でございますけれども、上から黒ポツが6つ並んでおります。全て読むと長くなりますので、かいつまんで申し上げます。

1つ目は、これまでも何度も出てまいりましたが、成年年齢引下げという社会全体の動きを背景に、都道府県と高等学校等との連携は相当進んだこと。このとき学校現場と消費生活センターとの連携が重要というメッセージが分かりやすく国レベルから示されて、地域に浸透して行き追いついた風になったということが動きとしてあったということがありました。

2つ目のポツ。学校以外のライフステージ・属性の消費者に対する教育の取組、ここは自治体にとっては学校でやるときよりもハードル感が全く異なるというようにお話がありました。

3つ目のポツ。中段からですけれども、そもそも消費者教育コーディネーターと名乗っていない方がいらっしやったり、コーディネート業務には手がつけられていない方も大勢いらっしやったりということでした。本来的なコーディネーターの役割を發揮するに至っていない場合が見受けられる現状があるという御指摘もありません。

下から3つ目です。基礎自治体レベルであっても、既存の資源を發掘・活用した連携の形を生み出すことができている例もあるということでした。

下から2つ目。自治体によっては、消費生活部局ですとか消費生活センター全体としてコーディネート機能を發揮している例があるということでありました。

一番下ですけれども、コーディネーターとなった人材の属人的な経験とか人間関係といったものに依存しない形で、継続性を持って活動を展開できることが必要ということ。外部の各団体との関係も組織対組織の関係として継続的なものにしていくことが重要ということでした。ただ、それが自治体にとっては困難さがある部分でもあるという御指摘があったと認識しております。

続きまして、3ページ目、議題（2）関係でございます。表題としては「消費者教育コーディネーターに求められる役割・具体的な業務内容」ということで、事務局としてこれまでの議論を整理したものです。

まず、1つ目のポツ。基礎自治体においては、住民が集まる場所ですとか教育を展開し得る場を把握することがコーディネーターの役割、具体的な業務内容に当たるだろうということ。

2つ目の丸です。コーディネーターを名乗って、地域の様々な場において中心的な役割を担っている人々と信頼関係を築いていく、様々な場面で消費者教育の意義と重要性を説明して回るという役割もあるだろうということ。

3つ目です。都道府県においては、基礎自治体に対して様々な支援を広域的な見地からしていくことが重要ということ。

上から4つ目ですけれども、出前講座等をツールとしてプッシュ型の働きかけをすることが大事だということ。また、その際に前提として、プッシュ型で出前講座をするときに講座内容が魅力的な内容となるよう、そして魅力的な講師を企画できるような役割が求められているのだということです。

下から2つ目です。消費者教育の周辺分野・隣接分野の教育を推進している自治体内部の他の部局ですとか自治体外部の組織を巻き込みながら、消費者にアプローチできる場とかを広げて、かつ教える側の担い手の確保もつなげていくというのが非常に重要な役割だということでもあります。

一番下でございますけれども、個別事業等によりできた個人・組織のつながりその場限りにしないということ。そのつながりを継続的なものとするとともに、連携から協働へと発展させていくことも重要な役割だということでもございました。

続きまして、4ページ目、5ページ目ですけれども、議題（3）関係でございます。「現状の課題を踏まえた今後の取組の方向性」ということで、4ページ目に国、5ページ目に地方公共団体、そしてその他の主体ということで、主体別に役割を書き分けさせていただきました。

まず4ページ目を御覧いただいて、国のところでございます。今までのペーパーにも出てきていますけれども、消費者教育コーディネーターの役割発揮を後方支援するような追い風をつくるのが国に求められているのだということでした。

具体的にはここにポツが9個挙がっています。

1つ目は、コーディネーター自身がその役割を関係者に説明する際の補助となる資料の提供。

2つ目は、具体的なコーディネーターの活動イメージをまとめた活動手引の作成や共有。

3つ目が、外向けに名乗ることができる称号の創設。

4つ目が、実践的な知識・手法が得られる講習会の開催。

5つ目が、コーディネーターの相互交流の場の確保。

下から4つ目ですけれども、コーディネーターの方が悩んだときなどに、より幅広い知見に基づいて個別のアドバイスが得られるようなベテランの方とか経験の深い方に相談できるような仕組みといったものも整備できないかという話がありました。

下から3つ目です。先進事例の横展開。

下から2つ目、全国版ネットワークの構築・強化。

一番下ですけれども、コーディネーターの武器となる情報の整理・提供ということでもあります。

下から2つ目の全国版ネットワークの強化は、例えば消費者庁が文科省ですとかJ-FLECやそれを所管する金融庁とか、そういった関係省庁との連携強化を図り、霞が関レベルで

もちゃんと一体となってやって、それが地方にも伝わって、地方でも連携が進むことが望ましいことだと考えますし、一番下のコーディネーターの武器となる情報の提供・整理というのは具体的にいうと、括弧内の記載ですけれども、連携先や担い手の見える化や、講座等で扱うとよいテーマのラインナップや内容を整理して提示すること、そして使いやすい教材へのアクセス確保については、第6期の消費者教育推進会議から引き継いだもう一つの課題でもありますが、ここも含めて検討していく必要があるだろうということでございます。

続きまして、5ページ目でございます。

地方公共団体というカテゴリを見ていただきたいと思います。地方公共団体は取りも直さず地域の実力を知っている。国よりも当然地域の実力を知っている。つまりは対象とすべき消費者や住民が置かれた生活環境ですとか、地域に存在する潜在的な教育資源、これはどこにどういう人がいるのかということも含めて最もよく知る立場であります。こうした立場を活かして、消費者教育の取組をいかに推進していくのかの全体像を描くことが重要だということでもあります。当然消センを推進拠点にすることもありますし、また自治体の立場で国の支援策を有効に活用する視点を持つことも重要です。

具体的にはということで3つポツを挙げていますけれども、1つ目は、自治体のコーディネート機能を高める工夫が求められることの意識を持って、できることから始めていくということ。

2つ目が、推進計画とありますけれども、そこに消費者教育コーディネーターを位置づけていくことも重要であるということ。

3つ目が、消費生活部局内で行政職員がコーディネーターと伴走して施策の企画立案をする体制の明確化をすることが大事だろうということです。コーディネーターが行政官ではない場合は、行政内部の諸手続やルール、例えば予算要求のやり方や他部局との調整の仕方などをはじめ様々な庁内外の関者との調整に当たって、やはり行政職員が伴走することでかなり進む部分もあるのではないかという問題意識だったと思います。

一番最後のその他の主体のところでございます。地域において金融経済教育に取り組む主体、例えば銀行や保険会社などの地域の金融機関等ですとか、もちろん東京ではJ-FLECですけれども、各地にある金融広報委員会といったところとの連携、あるいは消費者庁も推し進めております見守りネットワークに参加している自治体内部の部局や外部の関係者など各プレーヤーが福祉などをはじめ地域におられますけれども、そういったところに対して消費生活センターが拠点となって消費者教育の場や担い手を広げていくことへの積極的な関与を期待したいということでありました。

今までの2回分の議論を取りまとめたもので、今日の御議論に資するかと考えて事務局が整理した事項は以上でございます。本日、この後の矢吹様からの御説明の後の後半の分科会ではこのような論点を念頭に、さらにこれから矢吹様からの御説明がありますので、そこも踏まえた上で御議論を深めていただきたいと思いますと考えてございます。ぜひよろしくお願

いします。

資料の説明については以上でございます。

○大藪座長 黒田課長、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして議題（２）の「消費者教育コーディネーターとしてのこれまでの取組と課題」ということで、本日は会場に岡山県の消費者教育コーディネーターでいらっしゃいます矢吹様にお越しいただいておりますので、資料２に基づきながら矢吹様から御説明していただけたらと思います。

矢吹様、どうぞよろしくお願いたします。

○矢吹先生 本日はお忙しい中、このような貴重な機会を設けてくださりましてありがとうございます。岡山県消費生活センターの消費者教育コーディネーターの矢吹でございます。

私は岡山県における消費者教育の取組について説明をさせていただきたいと思います。

まず岡山県の人口は180万2000人ぐらいで、全国人口のランキングでは大体20番目ぐらいで真ん中辺りと思っていただければと思います。白桃やマスカットなど果物がとてもおいしくて、三大名園の後楽園が中心にありますので、ぜひ皆様、お越しいただければと思います。

それでは、少し私の自己紹介をさせていただきたいと思います。2006年から岡山県消費生活センターで消費生活相談員として勤務しています。1999年に岡山大学法学部2部に入学しまして、弁護士事務所に勤務しながら5年間大学生活をました。そのときに社会科の教員免許を取得しています。その後、修士課程で法教育を研究しました。2006年に博士課程に進学すると同時に岡山県消費生活センターに就職して、センターに勤務しながら2010年に博士号を取得しました。。博士論文は「自立的個人を育成する法教育としての消費者教育の可能性」です。ここの論文で書かせていただいた消費者教育の教材案を2011年「知っておきたい契約・取引の基礎知識」という県の教材として作成させていただきました。そういった中で2014年には消費者教育コーディネーターを拝命して、消費者教育に重点を置きながら、消費生活相談にも何らかの形で関わっているというのが現状でございます。2017年から消費者行政新未来創造オフィスの客員主任研究官をしました。このときに障害者の消費行動についてのアンケートやヒアリング調査に関わったことが、少しその後のセンターでの教育でも発展させていただいたことになったと思います。現在は消費者庁の新未来創造戦略本部の客員アドバイザーをしております。

私の紹介はこれぐらにして、それでは目次をめぐっていただきまして、今日、お話をさせていただくのが、まずは岡山県消費生活センターの現状、そして消費者教育コーディネーターとしてのこれまでの取組、そして3つ目が消費者教育コーディネーターの活躍に向けてというようなことで簡単にお話をさせていただこうと思います。

では、まず岡山県消費生活センターの現状についてです。

岡山県消費生活センターは、岡山市内に本所が、県北に分室があり、15名の相談員が県

民からの御相談を受けております。本所では土曜日・日曜日も相談を受け付け、月曜日・祝祭日がお休みです。ほかに消費者教育関連で私と消費者教育支援員がおり、職員は5名配置されています。総勢22名で県内の消費生活相談及び消費者教育を行っています。県内27市町村あるのですけれども、その中でセンターが設置されているのは11市となっております。

では、岡山県の消費者教育について説明します。

岡山県の場合は、消費者教育コーディネーターを中心に、消費者教育の仕組みを構築しております。コーディネーターは県内の消費者教育を牽引していくために、場の創設や資源の開発、ネットワークづくりをどのようにするのか、どうすれば有効なのか、そういったことを考えながら仕組みを考えていきます。

では、場の創設というと、どういう場があるのか。場としてみれば、センターが主催をして行う講座、そして依頼を受けて出向いていく講座、それから情報を発信するような場があると思います。

情報の発信については、やはり消費者の特性に応じた消費者支援に向けた教材を発信していくことが必要であって、そのための資源は、内容をどのようにするのか、あるいはどういう手法でその教材を届けるのかといったことも考えながら、これにネットワークで調整して連携を考え、どうするのが一番いいのか、どのような掛け算があるのかという視点で場をつくっていく、それがコーディネーターの役割だと思ってつくらせていただいています。

次が、令和7年度岡山県消費生活センターはどれくらい消費者教育・啓発・出前講座をしているのかということなのですが、まず①番から④番までは岡山県センターが主催する講座です。年4回消費生活講座で県民の方向けに講座を実施しています。令和7年度は今井純子氏や成本先生、そして動物に関しては県の動物愛護財団にお越しいただいていろいろと考えています。経済・金融に関してはあんびるえつこ先生にお越しいただいたりして、様々な分野で重ならないような形でどういった先生方がいいかということはそれぞれチームとして県センターの中で考えながら設定しています。

②番目のくらしの一日教室は、県センターにお越しいただいて、県センターで講座を聞いていただいたり、中を見学していただくというよう形態で、昨年は4回で21名の方にお越しいただいています。

③番目が教員向けの消費者教育講座です。年1回実施しています。昨年は11名の方にお越しいただいています。

④番目は、夏休みスタンプラリーという建物全体でしているイベントに県センターも乗っかって、主に幼稚園・小学校低学年の子たちを中心にお金についての学びのスタンプラリーを主催しています。85名の方にお越しいただいています。

③番目と④番目に関しては、センターだけがするのではなくて、ボランティア講師の大学生に来ていただいて一緒にするという、ここに掛け算を入れています。

⑤番目が消費者啓発セミナーです。これは依頼があつてこちらから講座に出向いていく講座です。令和7年度は77回ありました。受講者は4,277名です。この講座に行った講師は、県センターの相談員が29回、そして登録していただいているボランティア講師が23回、私コーディネーターが行ったのが15回、そして所長を中心とした職員が7回、あと財務事務所が入っているかと思うのですが、これが3回。この後、また御説明をするのですけれども、岡山事務所なのですけれども、高齢者向けの講座に行ってくださいっております。

この消費者啓発セミナーの中に出前講座以外にアウトリーチも入れています。アウトリーチの詳細についてはまた後ほど御説明するのですけれども、民生委員と大学生と一緒に独居の高齢者宅を訪問するもので、25年度は4回42件の訪問をしています。

あと啓発資源の配布は、県内9校の高校卒業までの3年生に大学生が作成した啓発資料を配布しています。若者への消費者教育を実施する中で、担い手を育成するような仕組みとして、若者向けの啓発資材は大学生に作成してもらっています。9校ということですが、これはどのように選定したかという、文科省で確認している消費者教育をされましたかという、県内のしていない学校に電話をかけてしませんかと呼びかけます。しない場合は卒業前にこういう消費者トラブルあるので資材だけでも配布させてくださいと配布させていただいたり、その場で少しの時間でもお話をさせていただくというような工夫をしています。

次は、出前講座という場を整理したものがこのスライドになります。コーディネーターはそれぞれの対象者や場の特性に応じて教育の内容を考えて、講師はどういう人がいいのか考えて決めます。講師を決めるだけではなくて、その講師にできるだけ人や場や資源をどのような掛け算ができるのか考えて決めていくことで、人や資源、そして場が発展すると思います。それぞれの地方公共団体では、講座をしたときに、どういうふうな場があつて、どういった内容で、どういう中心の人がいたのかというような整理をされると、うまくそれを発展させていくことができるのではないのかなと思います。

見ていただいて、小中学校のeネット安心・安全講座というものがあると思うのですが、これは総務省と掛け算をしたものです。総務省のeネットキャラバンで依頼があつたものを県センターで講師を選任して、eネットキャラバンの講師として県センターの相談員がお伺いするものです。

それから、教員向けの教育センター等に関しましては、県の教育センターの初任者研修に消費生活に関するリテラシー、教員として求められるものということで、教職員として毎日の生活を送っていく上で身につけていただきたい消費生活に関するリテラシーについてお話しますが、その話の中で生徒を取り巻く今の社会と先生自身の生活の在りよう、それぞれの視点で気づきを得ていただくような内容のオンデマンドの講座をしています。初任者研修の方は必ずこれを見ることにしております。

こういった形でどれと何を掛け算すればうまくいくのか。コーディネーターはまずは講座をして、その講座の中でどこかで掛け算ができるものはないのかなというのを考えて、

コーディネートしていくことになるのではないかと思います。

児童・生徒のところに特別支援学校があります。これは特別支援学校を卒業する前の3年生向けに、1つの県内の特別支援学校なのですけれども、合計4回行っています。4回のうち3回は大学生が授業をしています。1回は私が消費者庁のVRを持参して、VR体験してもらいながら、社会に出たらこんなことがあるという事例をもとに身につけておくべき内容の教育をしています。特別支援に関しては特に手厚く講座で支援をしていく必要があるのですが、3回から4回できるということはとてもいいことだと思っていますし、こういうことが全国的にもっと広がればと思っています。

次が高齢者・障害者・本人向けです。

障害者は企業・事業所に一般就労している障害のある方と就労継続支援A型作業所に就労している方がいらっしゃいます。教材は、後ほど説明します県センターでつくった教材を使用しています。手をつなぐ育成会の本人の会であったり、聴覚障害者団体あるいは身体障害者団体にお声かけをしています。

社会福祉協議会主催の地域の高齢者向けの講座には、ボランティア講師の方であったり、ここに財務事務所の方をお願いしています。財務省の岡山事務所の方との連携はもう十何年前から続けています。相談員やボランティア講師が行けないときには、年に3回ぐらい財務事務所の方に行っていただくということをしております。これは一番最初の始まりのときは私が一緒に財務事務所の方と高齢者のサロンに行って、半分ずつ時間を使いながらして、テーマはこういうふうにしていますということでお互いに内容をブラッシュアップしながら、そして財務事務所特有のお金に関するテーマについては、町の予算金額を出しながら、高齢者のトラブルについてお話をさせていただいています。

支援者向けに関しましては、成年後見人等だと税理士会や社会福祉士会あるいは権利擁護センター、社会福祉協議会といったところで見守りの講座をさせていただいています。

民生委員児童委員につきましては、先ほどお話ししたアウトリーチと、昨年度は3年に1回の民生委員改選の年でしたが、新任の民生委員児童委員研修は3年に1回必ずありますので、そこで講座ができることとなります。

あと消費生活問題協議会であったり、地域支援サポーター、犯罪被害者の会とか行政監視行政相談の相談員の方たちと連携して講座をさせていただいています。

こういった場の講座に行って、次はここで掛け算ができるな、あるいはこういう資料がないなということだったら、ここで何か掛け算しながら提供できるのではないのかなと考えて講座を毎年実施しております。

次が県センターの情報発信なのですけれども、センター作成の情報紙やホームページ、そしてXや障害者ネットワークをつくって情報発信しています。あと消費のアドバイスしております。

次はもう参考資料で、188啓発グッズで黒のカバンとか蛍光のものであったり、ラミネートシートをつくって高齢者に家の中で持っていただくというようなものをつくって

おります。

このようなコーディネート活動は、コーディネーターとして今までの積み重ねの中からできていったものなので、それについてお話をさせていただきます。

まず第1ステップです。コーディネーターになって、そのとき何をすればいいのか、私も全然分かりませんでした。そこで、まずは岡山県の消費者教育の礎を作成しようと思いました。26年度に策定された岡山県消費者教育推進計画を眺めながら、何ができるのか検討し、まずは成年年齢が引き下げられるので、学校教育における消費者教育の推進が大事なのではないのかというところから取組を始めました。

この3年計画で考えた幼小中高校生向けの消費者教育プログラムの開発事業です。コーディネーターが中心になりながら、金融広報委員会、幼小中高教育委員会、そしてそこに大学生を加えて何か教材づくりが考えられるのではないかと計画をたてました。1～2年目に教材の試作をつくって、3年目に県内に配布する。試作をつくるときに大学生にモデル授業で教材を使ってブラッシュアップすることを考えてつくっております。

これが3年間でつくられた発達段階の教材です。このときには岡山大学法学部の学生に教材の作成のモデルをつくっていただいて、発達段階に応じた消費者教育教材に法的視点を入れた教材ということになります。これをすることによって、大学生は学ぶという段階から、教育を受ける人から教育をする人に転換していくというような仕組みをこの中に入れていきました。

こうした仕組みを構築することで、現在も作成した教材を大学生がブラッシュアップしながら中学・高校の家庭科や社会科の授業でボランティア講師として先ほど入っていた講座に今でも行っていただいているということになります。教材はさらにブラッシュアップされていていっているので、後ほど説明させていただきたいと思います。

次の第2ステップになります。消費者教育についての推進計画が第3次岡山県消費生活基本計画と統合されましたので、このときに計画に消費者教育コーディネーターを明記していただきました。計画の上で、足りていない消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進をさせていただいています。

次が教育の推進として基本計画に書いているコーディネーターの明記のところですが。

これが3年計画で障害のある人の安全安心なネットワーク事業で、大学生をこの中心にして、教材づくりをしながら連携・協働の事業を定着させていきました。

障害と消費者問題についての教材づくりでは、いろいろな大学のそれぞれの特性に応じた教材をつくりました。聴覚障害、視覚障害などの教材になります。

その後、動画も作成しております。

時間の関係で、次が第3ステップです。ここから見守りのネットワークをつくっていくことができるのではないかと発展していきます。この見守りのネットワークに大学生が学びながら入っていく仕組みをつくりたい。これができたのはコロナがきっかけです。大学生からコロナ禍でも何かできないかと考え、DVD教材をつくりたいという声かけがあり

ました。

そこで、次のような動画ができ上がりました。これをつくった大学生はこれをつくる過程を卒論で発表しております。このようにコーディネーターはウィンウィンの関係ができるような形で支援をすることが必要ではないのかなと思っております。

これが令和5年3月に変更された消費者教育の推進に関する基本的な方針の概要のさわりのところなのですが、これを眺めながらコーディネーターとして活動することを分析していきます。ここにどういう人がいるのか、どういう場があるのか分析しながら、高齢者の要見守りで、地域とかどのような方がいらっしゃるのかというのも表にしまして、特性から考える見守りリーフレットを令和5年3月に作成しました。次の年度には28ページで見守りネットワークの構築に向けてということで、アクティブシニア、要配慮者のところに大学生をどのように取り込んでいったらいいのかを考えて、障害のある方とかの特性で地域や福祉関係者、家族で見守りの度合いが違ってくる中で、気づきのポイントの教材がないのでつくったらよいのではないかと考えました。民生委員と訪問介護員、介護支援専門員では、玄関先と室内に入る方で気づきのポイントが異なるので、配慮を要する消費者に対する相談・見守り体制という教材づくりをしています。

教材作成の検討会は大学生主体で教材の原案をつくっていきます。そこに関係団体として社会福祉協議会や手をつなぐ育成会あるいは県の障害福祉課の方に御参加いただいて、大学生は2つの大学の学生に原案を考えていただきました。

外からの見守り、内からの見守りということで、まず外からの見守りで、民生委員の役割について学んだ学生からアウトリーチができないかという提案があったわけです。こういった中で大学生自身も消費者市民として成長していることを、私は実感しました。まず民生委員が受け入れてくれるかどうかちょっと不安でしたが、私自身が民生委員をしておりますので、自分の地域の協議会の会長に声をかけて、試行ができるような形の準備をしていきました。そして試行の試行でまず私自身が独居の方のところに行くときに大学生を連れて行って、問題点とかを話をしながら、その次に試行を岡山県ではなくてして、それができた上で岡山県として2市で実施を行いました。令和5年度は試行の試行と、試行という形で1地区5名の民生委員で35戸、試行は2市13地区で13戸、令和6年度は1地区5戸5回35戸44人のところにアウトリーチで行くことができるようになりました。

次が障害のある人の特性に配慮した教材で、前回の会議のときに御家族の方から家でも見られる教材が欲しいというお声かけがあったので、教材をつくりました。このときにやはり考えないといけないのは、一般就労する場合と就労継続支援事業所に行く方とに分けて内容は異なるのではないのかということで企画しております。このときに事業者に入ってくださいことにしました。事業者を巻き込むために岡山県の中小企業同友会を訪ねて、障害者を雇用している方に委員のメンバーに御参加いただきました。こういった企業を探したり、企業を訪問する手続は、行政職員が行います。そこに職員と一緒に行って説明をするのがコーディネーターで、それぞれ役割分担をしながら、県センターが1つのチーム

となってやっていく。それが発展していくということにつながるのではないのかなと思っています。

これができ上がった教材ですけれども、提供の仕方も当事者の方から御意見をいただきながら、障害のある方にお話をする場合には、失敗例を先に出すより、成功例を先に出して、その後、失敗例を出す。そして分かれ道がどこなのかというような話です。ほうがいいですよという御意見をいただきながら作成されたもので、QRコードを読んで、どこでも参加できるようにしております。

次に、大学生が作った若者向けの教材と、高齢者向けの教材です。

このように大学生では学校や家庭、社会という場があって、大学での学びが家庭や社会に還元されて自立した消費者として成長していきます。大学での教材づくりやボランティア講師での活動が、大学生が卒業して社会人となって職場、家庭、社会という場で生かされて定着していく、こういった仕組みを構想しながらつくっていくことが必要ではないのかなと思っています。

先ほど言ったボランティア講師ですが、今、活動しているのは3つの大学です。岡山大学は発達段階に応じてブラッシュアップした教材づくりでずっと続いておりますし、川崎医療福祉大学、ノートルダム清心女子大学も就労で配慮を要する方向けの教材で、ボランティア講師もしていただいております。

岡大がつくった令和6年度のDPF法についての教材、そして次が消費者契約法に関する教材をつくって教員向け講座や中学校・高校での家庭科・社会科の授業で使用しています。

最後、コーディネーターがこれから活躍していくためにはどういったものが求められるのかということなのですけれども、僭越ながら私の経験から少しお話をさせていただこうと思います。

このように計画的に消費者教育を継続していくことができたのは、やはり消費生活センターに配置していただいたことがあるかと思っています。そして継続して勤務していることで俯瞰的に全体を見ていくことができるということがあるのではないのかなと思います。コーディネーターの配置には予算も必要ですし、継続していくこともなかなかできないというのが大きな課題ではないのかなと思っています。全国に多くのコーディネーターが配置されていますけれども、半数以上が行政職員であるということは、やはり1年2年で替わっていくということで、継続性に問題があるのではないのかなということがまず考えられるところです。

これは消費者教育コーディネーターの役割を理解するということなのですけれども、まず自治体がコーディネーターを配置する際に、コーディネーターの役割を理解することが重要だと思います。自分の自治体にはどういう役割のあるコーディネーターを配置するのかを明確にして、それを基本計画に明記するということになるかと思っています。

そうしたときに自分の地域の消費者教育をする人や、あるいは受ける人、資材はどういうものがあるのかをきちんと整理していくことが重要ではないのかなと思っています。

コーディネーターは、消費生活センターを拠点として、地域の消費者教育を牽引する役割と広める役割があります。協働・連携するのだったら大学や学校、地域と中心となるキーパーソンと信頼関係を構築して、ウィンウィンの関係にする。そのためにはコーディネーターに権威を持たせる必要があるのではないかなと思っています。

この権威というものが何なのかということなのですが、先ほど課長様からお話がありました、47都道府県に配置されていますけれども、コーディネーターを名乗っている自治体は18自治体ということで、どうしてかということを見ると、一つには権威や権限がないからではないのかなと思っています。基本計画への明記の仕方も問題があるのではないのでしょうか。いくつかの自治体の計画を見せていただいたのですが、コーディネーターの役割をエシカルならエシカルに絞っているところもあります。いろいろ活動をしているのですが、そこに広がりを見出すのは難しいと思います。全体的な部分でどこに位置づけるのか、書き方でどこに書くのかということも重要ではないのかなと思っています。また国による認定制度というようなものがあるのもいいのではないのかなと思っています。

コーディネーターとして仕事をしていると自信がないというお話を聞くこともあります。こうした課題には講座や研修などの充実、そしてコーディネーターとして自身の地域の「場」「資源」を整理して相談する場が少ない。相談する場を創設する必要があるのではないのかなと思います。コーディネーターとして仕事をする時間がなくて、名ばかりの名乗れないというようなお話もお伺いすることがあります。これは人員増や職員間の役割分担が必要になってくるのではないのかなと思っています。

推進会議の中で先ほども成年年齢引下げを背景に都道府県と高等学校の連携が相当程度進んだというような報告があるとお伺いしましたがけれども、やはりここは成年年齢引下げで、契約についての消費者問題が中心ということだと思います。せっかく教育委員会と連携ができているものなので、これをさらに発展させるということになると、高校の家庭科には高齢期の理解や、保育の授業もあるわけです。保育だと安全とかの問題が消費者問題として勉強できる内容としてあるし、高齢者になると聞こえや見方に障害が生じるという身体的特徴を学んで、それを起因とした消費者トラブルがあって、それを見守りするというような形で社会とつながっていく共生社会を考えるというような教育も、まだまだ文科省と連携してできるものがあるのではないのかなと思っています。

消費者庁と文科省の連携を考えたときに、そこで役割分担もあるかと思いますが、ここの役割分担、やはりお話し合いをすとうまくもっと発展できるのではないかなと思っています。ほかにも金融庁の金融教育、法務省の法教育、こういったものも連携ができるのではないかなと思っています。こういった提案とか企画をする、考えるのがコーディネーターの役割ではないのかなと思っています。

またコーディネーターの養成講座や研修、意見交換という場をつくることについて、消費者庁と国民生活センターとの間の役割分担や連携も必要ではないのかなと思っています。地域見守りのネットワークについても消費者庁内の地方協力課と消費者教育推進課の

連携も必要になって、そこがうまく働くことによってウィンウィンの関係ができていくのではないのかなと考えております。

青森県、岐阜県、奈良県、水戸市、米沢市のそれぞれのコーディネーターの方などの御報告がありましたので、それを簡単に書かせていただいたのですが、青森の場合は3人の方がいらっしゃって、それぞれで違う役割分担の中で上手に連携していているので、これがもう少しうまく地域に広がる仕組みが、3人が連携し合うことによって発展していくのではないのかなと思っています。

岐阜県の場合には、推進計画に記載されていて、施策として消費者教育コーディネーターが明確化されていますので、それが明記されているので制度化できるようになって、コーディネーターが全般的に活動できるようになるとさらに発展されるのではないのかな、すごく楽しみだなと思って見させていただきました。

奈良県の場合は、推進計画に記載がないのです。ですけれども、相談員さんがお2人コーディネーターとして御活躍されているのですけれども、やはり限界があるということで、担い手の育成と出前講座も連携がうまくまだできていないのかなとも思ったりして見させていただきました次第です。

水戸市は市民大学卒業のサポーターの育成と活躍の場を創設するということになっているのですが、ここにもう少しコーディネーターさんとうまく連携を増やして行って、茨城県のコーディネーターと連携することも必要ではないのかなと思います。

米沢市さんはまだコーディネーターが配置されていないみたいですので、せっかくここに土壌があるので、コーディネーターが配置されることによって、もっとうまく教育の部分で発展していくのではないのかなと思いましたが、県にはコーディネーターがいらっしゃるので、連携することでコーディネーターがうまく発展させていくことができるのではないのかと見させていただきました。

これは全国消費生活相談員協会が2025年12月に47都道府県のコーディネーターに実施したアンケートです。まだ公表はされていないのですけれども、40の都道府県55人の方から回答がありました。

27人が行政職員の兼務で、32名の方は経験が2年未満ということで、やはり継続性という問題が出てくるのはここにあるのではないのかなと思っています。発展させていくことが重要なので、なかなか発展がみられないのはそこがポイントかなと思いましたが。

このアンケートでどのような内容の講座を受講したいか確認しました。消費者教育の体制づくりに関する講座では学校・地域との連携・協働についての知識や技能を受けたいという回答が多くありました。

関係づくりに関する講座では、効果的な情報提供や発信、必ず受講したいという人が多くいました。時間があれば情報提供の意義や、コーディネート演習を受けたいという人が多くいらっしゃいました。活動づくりに関する演習に関しては、必ず受講したい演習として小中高との連携事例や地域との連携事例というようなことがあったということです。

最後に、アンケートに記載されたコーディネーターの御意見なのですが、また読んでいただけたらと思っています。

最後、消費者教育を地域の実情に合わせて実施して根づかせていくためには、コーディネーターが地域に点在する課題や資源を俯瞰的に整理して、課題の優先度や解決の方向性を見極めながら必要な関係主体を連携して統合していく企画調整機能の中核の担い手ではないのかなと思います。協働を生み出すハブとして機能するもので、こういった形でコーディネーターが信頼関係を築きながら新たな場を増やしていくということ、そしてそれは1人でできるものではなくて、行政職員の方と一緒に県センターが1つのチームとしてやっていく。岡山県の場合は、講座に相談員も出向いて行っておりますので、みんながやっていくことが必要ではないのかなと思っています。

ちょっと時間をオーバーしたのですが、私からの説明はこれで終わりにしたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○大藪座長 矢吹様、本当に詳細にすごく積極的にやっていらっしやって、回数とかいろいろ驚きながら見ておりました。また皆さんからも少し御質問もあるかと思っておりますので、本当に今日はまずありがとうございました。感謝申し上げます。

それでは、皆様方から何か御質問がある方は挙手いただくか、オンラインの方は挙手ボタンでお知らせください。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。かなり先駆的な内容だったと思うのですが、どなたかございますか。

角山委員、お願いします。

○角山委員 ありがとうございます。

矢吹様、ありがとうございます。

お伺いしたいのは、大学生が積極的に大きな講座であるとか、またその活動の主軸を担っておられるのだと拝聴させていただきました。この大学生を取り込む方法、いわゆる手段と言ったら変ですけども、どのような方法で大学生を取り込まれたのかということがまず1点。大学生が各学校でそれぞれのチームをつくって活動されているのか、大学生達は他の大学と連携しながら1つの大きなサークルのような形で活動をされているのですか。また、岡山県の場合は川崎医療福祉大学さんであるとか岡山大学さんそれぞれの大学がそれぞれ役割分担を行いながら活動をされているのでしょうか。すみませんが、3点ほどお伺いできたらと思います。

○矢吹先生

御質問ありがとうございます。まず大学生を取り込むということですが、1つ目の質問に関しましては、一番最初は岡山大学の法学部なのです。最初お話をしたときに、教材づくりで法学部の先生方、情報法、憲法の法哲学の先生を委員のメンバーとして、その先生のゼミ生を中心に教材づくりをして、その後、岡山大学法学部には法友会というサークルがあるのですが、そこのサークルに引き継いで、つくった教材を持って学校に授業に行く。そういったことを経験する中で法友会のメンバーが今度教材づくりをするという

ことで、そこに岡山大学と弁護士会と一緒にセンターも入って、ジュニアロースクールがどこの地域もあると思うのですが、ジュニアロースクールに法友会のメンバーが消費者教育の教材で中高生にするというような形で取り込んでいって、岡山大学の学生は法的視点の教材とか授業をしていく。大学の特性に応じた内容にしています。

川崎医療福祉大学は、医療秘書学科で病院の受付とかで就職される方で、ここの大学の先生が消費者教育学会で御発表されていて、私も消費者教育学会に参加しておりますので、そこでお声かけをした中でやはり共通するものがあるって、先生のゼミ生さんとか授業を取っている学生さんはいかがですかというようなお声かけをせずと続けてさせていただいて、やはり先生との信頼関係から始まったものです。

ノートルダム清心女子大学だと福祉とか家庭科の教員を目指していらっしゃる方の先生で、その先生との信頼関係があり、その先生とも消費者教育学会を通じて一緒に発展させていっているというような形になります。

先生とうまくつながっていれば、先生が毎年ゼミ生とかに学ばせていく、授業とは別に学びの場をつくってくださるということで、それが教材づくりであったり、プレゼンテーションを学んだりとかいろいろのことの学びになっていっているという仕組みで、うまくつながっていっているのではないのかなと思っております。御質問ありがとうございます。○大藪座長 ありがとうございます。

角山委員、よろしかったでしょうか。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 お話をありがとうございました。

大学との連携で、大学生の方も講座の講師をされるというところで、講座をするスキルや講師としての養成はどのようにされているのかお伺いしたいなと思っています。

○矢吹先生 ありがとうございます。大学生が講師になってするというので、まず岡山大学の場合は、学校の中学・高校の授業をそのまま1つ1時間とか2時間連続でもらって、大学生が先生役になって、あとそれぞれグループワークで、グループにチューターとして大体学生が2人ぐらいついてグループワークをするというスタイルをつくっています。こういう授業をしてくれるというのを先生方も御存知なので続けてやっていくことができるし、教員向けの講座のときにも私の話をした後、集まってくださった先生方を生徒に見立てて、学生がグループワークをしていく。そうすると学生たちは自分が学んだ法律の部分のところをかみ砕いて説明するようになっていく。これが岡大の場合です。これはもう1つの仕組みになっていますので、学生たちの中で受け継がれていっているんで、上手に3年生が2年生に教えながら、こういう発問をすると、こういう質問があったらどうなのかとかいうようなことでサークルの中で学びながら、受け継いでやっていっています。私もそこに行ったりすることもあります。

川崎医療福祉大の学生さんが特別支援学校に行くときには、教材をつくられたら確認も

しますし、お伺いして、授業をしているときにここはこうしたらいいねというのは授業の後、先生を通じてちょっとお話をしたり、最初のときには見に行き、スライドは必ずチェックをする。高齢者向けに行くこともあります。寸劇をしてくれるの場合もあるのですが、寸劇の内容やお配りする教材については、既に先生がチェックされていますが、再度間違いがないかとかそういったところでチェックもします。

川崎の場合は、幼児の体の不調を伝えよう、伝え方もしているのですが、それも必ず見に行き、どういう形かいいのかというような話をして、予行演習をした上で送り出すというのを大学生ではしております。ありがとうございます。

○遠藤委員 ありがとうございます。すごく学び合いの場をつくられているということで、バックアップというか、盤石な体制で臨まれているのかなと思いました。ありがとうございます。

○大藪座長 ありがとうございます。

それでは、高比良委員、お願いいたします。

○高比良委員 矢吹先生、本日は、2006年から20年にわたって岡山県のセンターで御活躍されて、今までの歴史といいますか、現在はコーディネーターとしてどのように活動されているのか具体的にお聞かせいただきありがとうございます。

私からは、私自身も消費生活センターで働く身として、私は県ではないのですが、消費生活センターとしてどのように取り組んだらいいのかということで2点ほど質問させていただきたいと思います。

1点目は、矢吹先生の資料の7ページ、消費者教育・啓発・出前講座の実施状況の⑤番なので、消費生活相談員の出前講座に77回、①から⑤まで消費生活相談員を含めて5タイプの講座をそれぞれ実施されています。こちらなのですが、どのような出前講座に対してどのような講師が出向くのかという基準についてまず教えていただきたいです。2点目は11ページなので、**「センターからのお便り」**ですが、こちらはホームページにも記載がございまして、私もホームページでも拝見したのですが、とても詳しく書いておられます。こちらは恐らく紙媒体でも発行されていると思いますが、県内の各センターや自治体の情報課窓口などに大体何部ぐらいどのように配置されているのか、もしよろしければ教えていただきたいと思います。お願いいたします。

○矢吹先生 御質問ありがとうございます。講師を決めるときの基準なので、講座を申し込まれるときに講話と寸劇とか、あるいは歌を歌うとかいうもので、地域のアクティブな御高齢の方が集まるような場合には、寸劇をするボランティアの団体があるので、そういった団体の方をお願いしたり、団体がいなかったら相談員3人ぐらいが行って寸劇をしたりといった形にしています。そのほかにも講座の内容のところであったと思うのですが、支援者の方とか向けだと私がお伺いしたり、あるいは相談員が行って実際の相談内容とかこういう支援をしてもらった、支援があったら助かったとかいうような話をしたりします。警察学校なんかは、所長に行っていたりする場合があります。

財務事務所は、県北のほうで県の相談員が行くというのは1日ばかりで、ボランティアの方にも行っていただけないような場合で、こういうところなのですけれども財務事務所さん、お願いできますかとお願いしたら行ってくださる地区があるのです。コーディネーターで行くというのは、やはりここはポイントだとか新たなところで発展するなというようなどきとか私の日程が合うときにはお伺いしますし、私の日程が合わないときには、そこをお任せできる方に行っていただきます。これも支援員や職員と相談しながら決めます。岡山県は広いですので、車で行ける人と交通機関で行く人がいるので、車で行ける人とかを考えながら分けていくことが必要になってきます。

あとセンターのお便りなのですけれども、部数として何部というのはちょっと申し訳ないのですけれども調べていないのですが、県内のセンターと地方自治体、それから図書館であったり、大学にも送っておりますし、何か所、団体というのは申し訳ないです、ちょっと調べていないのです*1。これは障害のある方の見守りネットワークをつくっておりますので、障害者団体にお便りの内容も配ると同時に、見守り新鮮情報の1つを分かりやすい言葉でルビを振ったものを添付してお送りするようなこともしております。ありがとうございます。

○高比良委員 ありがとうございます。講座の講師の振り分けといたしますか、どの講師がどこに行くのかということにおいても、消費者コーディネーターが各受講者からニーズを発掘していることがよく分かりました。

それから、今のお便りについてなのですが、そちらもインターネットで公表しているといえども、なかなかそこに見に行くことをされる人ばかりではないので、やはり誰にでも目につくところにこういった紙媒体のものを置いていただけるのはよい取組かと思えます。ありがとうございました。

○大藪座長 ありがとうございます。

矢吹先生、本当にいろいろと非常に詳しいことを教えていただきましてありがとうございました。

それでは、議題（2）の発表の質疑のところを終了とさせていただきます。

それでは、続きまして議題（3）の意見交換に移りたいと思います。

第1回の分科会からここまでの取組の御報告と質疑応答におけるやり取り、それから本日の議題（1）についての事務局から示された資料と説明を踏まえまして、委員の皆様から御意見を事前にお伺いしていたと思いますけれども、順次お伺いしたいと思います。御議論いただきたい内容は先ほど事務局から説明があったとおりです。資料1の1ページに掲げられました各項目だとか2ページ以降の参考資料を念頭に、今後、分科会としての考えの取りまとめを行うことを見据えて、現状の把握や課題の抽出、対応の方向性の検証といった大きな方向性を意識して御意見をいただけたらと思います。特に明確に取りまとめ

¹：発行部数 2000部（後日確認）

に盛り込むべき論点などがありましたら、お考えがございましたらぜひお願いしたいと思
います。資料に掲げられた論点1から3はそれぞれ関連する部分もありますので、どの点
についての御意見なのかということは意識してお話しいただけると幸いですけれども、厳
密に区切ってということではありません。

それでは、遠藤委員、高比良委員、そしてオンライン参加の岡田委員、角山委員の順で
御発言いただけたらと思います。その後は各委員からの御意見を踏まえて、さらにお話し
になりたい点がある場合は挙手などをしていただきお話ししていただいて、2巡目がある
と意識していただけたらと思います。時間が6時までということですので、皆様方、5分
程度で簡潔に全体的なこと御意見をおっしゃっていただけたらと思います。

では、一番最初に遠藤委員からお願いいたします。

○遠藤委員 私からはまず順番で議題（3）の「現状を踏まえた今後の方向性」のところ
から、今、矢吹さんのお話にもあったとおり、消費生活センターがハブとして機能を持っ
てコーディネーターの活動支援を行うというのが非常に基本だと思っています。その中で、
コーディネーター同士が交流できる仕組みがあるとなおいいのかなと思っています。自治
体の負担もありますので難しいとは思いますが、各地の消費生活センターさんが
ハブになって連携するような仕組みもあっていいのかなと思いました。

もう一つが、具体的にコーディネーターさんの支援なのですが、コーディネーター
さんが主体であっても、自治体がしっかりサポートしているところをコーディネーター
の方に知っていただくことが非常に重要だと思っています。各地の活動経験の少ないコー
ディネーターさん向けに何かスターターキットみたいな支援できるツールを一元的に提供
できるような仕組みがあるといいのかなと思いました。例えば自治体でカスタマイズでき
るようなリーフレットとか名刺とか、それからコーディネーターを名乗らない方がいらっ
しゃるということでしたので、資格証なども身につけられるように、そういったもののテ
ンプレートをつくって提供して、それぞれ自治体の環境に合わせて使うというのもいいの
かなと思いました。もちろん活動の手引だったり、活動事例といったものも、コーディネ
ーターさんが欲しいときに欲しい情報にアクセスできるという環境があるとなお一層活動
しやすいのかなと思いました。

最初のほうの（1）番の全体の意見なのですが、学校に関しては成年年齢の引下
げがあったので、国が検討したり、学校と生徒に対してメッセージを繰り返し示したとい
うことで教育につながったと思うのですが、学校以外のところにも、そもそもの前
提としてなぜ消費者教育が必要なのかというところを繰り返し発信して周知していくこと
が重要で、全体の教育として重要と感じています。

以上です。

○大藪座長 ありがとうございます。また後で何かありましたらよろしくお願
いいたします。

続きまして、高比良委員、お願いいたします。

○高比良委員 私からは本日の議題の（１）番から（３）番と順番に述べさせていただきますと思います。

まず議題（１）なのですけれども、高校においては成年年齢引下げを背景に、国が追い風を送ることによりまして、連携がある程度進んでいるとされている一方で、基礎自治体と小中学校との連携がまだ課題が残っていると思われまます。特に小中学校においては、文部科学省が主導している学校教育コーディネーターがいると伺っております。カリキュラムマネジメントができるのは学校教育コーディネーターですので、学校教育コーディネーターと消費者教育コーディネーターの連携が不可欠ではないかと考えました。

あとカリキュラムに消費者教育を組み込むことなのですけれども、各教科と体系的に横断的な授業を考えることができるので、組み込むことは必須だと思います。

それから、学校以外のライフステージへの教育は成果が見えにくく、自治体にとってハードルが高い領域だと書かれていたのですけれども、このことについては生涯学習センターや地域教育コーディネーターの養成講座にも、ぜひとも消費者教育を組み込むべきではないかと思いました。

あと消費者教育に関してどれくらい進んでいるか指標が必要だということが書かれていたのですけれども、それについてはどれだけ消費者教育に関する出向先の新規開拓ができたか、それと同時に講座前後の意識変化とか開拓した連携先からのリピート率、そういったものも成果を可視化する指標として導入できるのではないかと思いました。

次に、コーディネーターが配置されていても名乗っていない、役割を發揮できていない例がまだ見られるとお聞きしました。そのことについてはやはり「コーディネーター」というものの一般市民への広報が必要だということと、先ほど遠藤委員もおっしゃっていましたが、名刺とか名札といったツールも用意できればと私も思いました。

それから、学校支援コーディネーターという文科省で推進しているコーディネーターなのですが、それを自治体によっては一般市民から公募しているようなところもございます。そういうことも参考に、消費者教育コーディネーターも一般市民から広く公募するというのも、意欲のある人を集めるのには１つの方法かなと思いました。

それから、前回の茨城県水戸市さんからの御報告で、トップダウンの推進というのは非常に効果的だと思ったのですけれども、トップの交代があると、せっかくできた絆が弱まるリスクがあるため、相談員や教師などといった現場からの消費者教育を進めるボトムアップも不可欠だと思います。私の経験上、出前講座で訪れた学校などからは、このような教育が受けられる機会を知らなかったというような意見も多く聞かれますので、そういう意味でも消費者教育コーディネーターがハブとなって間に入って働きかけをしていただくことは非常に重要だと思います。

次に議題（２）なのですけれども、役割の深掘りについてなのですが、こちらについては、矢吹先生は都道府県のコーディネーターでいらっしゃるのですけれども、そういった

都道府県には、基礎自治体を支援して情報交換の場を設けることで活動の質を高めることが求められるのではないかと思います。その中でも出前講座を活用したプッシュ型の働きかけの話が出たのですが、それと併せて住民からのニーズを創出させて、それらを反映させた講座を作る役割も大切なのではないかと思います。

またエシカル消費やSDGs、それから防災といった分野及び高齢者の見守りネットワーク、そういったネットワークとの連携も非常に有効なのではないかと思います。

最後に議題（3）なのですがすけれども、個別事業をせっかく進めてきても、そういったつながりがその場限りになってしまうことが多いのですけれども、そこでできればコーディネーターが中心となって実施場所及び受講する側に対して、講師の情報を人材バンク化して継続的に働きかける、いわゆる協働事業へと発展させることが求められるのではないかと思います。

あとこれらの取組について、私ども消費生活相談員はどのように関わっていけばいいのかということなのですが、相談員としての働きかけはセンターの規模によっても異なることかと思えます。先ほどの矢吹先生からのお話にもありましたように、行政職員が消費者教育コーディネーターと兼務している方もいらっしゃるのですけれども、消費者教育の講座などの企画立案の際に、ぜひとも消費生活相談員の意見も取り入れていただきたいと思いました。それによって都道府県のコーディネーターが会議などで活動モデルを紹介していただいたりすることによって、各市町村レベルにノウハウが伝わっていくのではないかと考えました。

以上です。

○大藪座長 ありがとうございます。

非常にたくさんの示唆に富む御意見をいただきましてありがとうございます。

それでは、続きまして岡田委員、よろしく願いいたします。

○岡田委員 埼玉県の岡田です。

私からの意見は議題（1）から（3）にまたがってくることもなかもしれないのですが、今日の岡山のお話を聞いて、消費者コーディネーターが求められるものが非常に幅広くて、対象にしても中身にしてもそこをうまくリンクすること、正しく理解をすることが重要だということを改めて思いました。資料の中にあるまずは現状を把握する調査であるとか、コーディネーターさんがいろいろな場に出向いて信頼関係を築くであるとか、消費者教育の意義を説明するとか、魅力的な講座を数多く実施することが、それがどういった雇用形態であるかということも含めて「人材」と、その方が「労力」を使うのか、ある程度、初任でできるのかということと予算的な裏付けがないと困難だなと思いました。

私は消費生活相談の体制を強化することをお願いするため県内の担当区内を中心に出向いて担当課の課長さんと話をしたことがあるのですが、その中でやはり首長さんが力を入れているところは、職員の方も非常に前向きな取組でもあり、予算も確保されているということがありまして、トップの方に今、まさに消費者教育の重要性を理解していた

だくことが重要になるかなと思っています。そういったことから、各都道府県と市町村の首長の方に向けた効果的な何らかのアピールが有効なのではないかなと思っています。

次なのですけれども、モデル的な取組を横展開していくというのが対応策の中にあるのですけれども、これは取り組むに当たって何らかの「支援策」があると、コーディネーターとして「こういった支援があるから」と取組やすいと思いますので、見える形で何らかの支援があるといいなと思いました。

あとは本県の今の状況の話なのですけれども、教員コーディネーターと、行政の職員、2人で協力し合って、それぞれの立場で補いながら活動することで、まだ5月なのですけれども、非常に効果的に動いてくれているなと思っておりまして、コーディネーターにどんな方になるかということ、全部は無理なのでどこに重点を置いてやっていくかということを検討できるようないろいろな材料があるといいのかなと思いました。

以上です。

○大藪座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして角山委員、お願いいたします。

○角山委員 ありがとうございます。私は少しそれぞれのところでヒアリングから見えてきた現状とその背景ということで分けて書きましたけれども、先ほどの矢吹様からの御発言をいただきまして、1つのコーディネーターの役割の発言になるかもしれません。

消費者教育コーディネーターの人材育成が非常に課題なのかなと、以前からの皆様の御意見等で十分に理解できました。そしてまた消費者教育コーディネーターだけではなく、消費者教育を担う人材の育成も含めて非常に大きな課題を抱えているのではないかなと感じております。そこで以前発表いただきました消費者生活大学院であるとか、また今回も矢吹様から御発言いただきました大学生にそういった教育を担っていただくような仕組みづくりも大きな示唆をいただいたような感じがしました。そこでコーディネーターの役割というのが、全てコーディネーターが担うということではなくて、それぞれ自立したサイクルモデルをつくり上げることがコーディネーターの大きな役割の1つなのかなと私の中では感じることができました。大学の先輩が後輩を育てる、また地域の住民がその地域をそれぞれ支えて育てていくというような形で、そういう仕組みづくりを多機関であるとか、また省庁であるとかを横断的な視点を基に仕組みづくりができるということがコーディネーターの役割なのかなと、本日の御発表を拝聴しながらコーディネーターという役割の重要性を理解させていただきました。

そして取組の方向性につきましては、以前資料でいただきました中核市に消費者教育コーディネーターの配置がなかなか進んでいないという現状を資料の中で拝見させていただきました。ぜひともこの分科会等で中核市、義務といっても努力義務ですので、強制は難しいと思いますけれども、やはり消費者教育を推進する上では中核市が非常に大きな役割を担うのかなと思っています。私は日本社会福祉士会ということで福祉分野の者として、医療・介護・福祉というところでは私たちの中で重要としているポイントは、フェイス・

トウ・フェイス、顔の見えるつながりということをよく言われています。どこかの大学病院のどこどこ先生がどんな手術ができるではなくて、地域の身近にいるかかりつけの先生がどういったことをやってくれるかというところが地域としては大事重要になってきます。そういった意味では県にそれぞれ消費者教育コーディネーターがおられますけれども、県というよりもむしろより身近で、そしてより地域住民の顔が分かる、また地域の特性に合った教育を担っていただけるというような意味では、中核市にこのようなコーディネーターや、消費者教育を推進していただける方がおられ、そしてその人たちと私たち医療・福祉・介護の分野の者と手を取り合って消費者教育を推進していけたら、より地域に根づいた、また地域のニーズに合った消費者教育ができるのかなと感じましたので、ぜひ強力に推進していただきたいという文言をどこかに入れていただきたいという要望になっております。

以上になります。

○大藪座長 角山委員、どうもありがとうございました。

一応全員から伺ったのですけれども、もう一人、柿野委員からコメントだけいただいておりますので、ちょっと読ませていただきます。

全体の方向性については賛成だ。

消費者教育コーディネーターの役割を具体的な業務イメージとして示すことは自治体にとって非常に大事なことだと思います。

コーディネーターの人なのか組織なのかといったとき、過度に個人に依存する形になっても組織にお任せになってもよくないと思います。

コーディネート機能によって何を実現したいのか、その姿に向けて自治体ごとのリソースをどう配分するのか、幾つかのパターンを示してもいいのかもしれません。

またコーディネーターの活動によって出前講座が実施されることは重要ですが、地域のどこに消費者教育が必要な場があるのか、誰と連携すれば届きにくい層に届くのかを整理して、既存の福祉・金融教育・見守り・防犯などの取組に消費者教育の視点を埋め込んでいく役割を期待したいです。

そのとき国の支援として、研修に加えて自治体がすぐに使える活動モデル、連携先への説明資料、段階別の取組例、評価指標などを示すことが有効なのではないでしょうか。評価は講座の実施回数や参加人数だけでなく、連携先の広がり、継続的な協働関係などの観点を入れると、コーディネーターが実現する世界観が共有されて、地域で推進につながっていくと思います、というような御指摘でした。

それでは、もう一巡だけ、今、多分それぞれの委員の方のお話を聞かれて、例えば先ほど角山委員が聞かれてちょっとこういうふうにして考えたと言っていたように、プラスアルファで御意見があればいただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。どなたからでも構いません。時間的には一巡で1人ずつお話をいただけたらなと思っています。最後にせっかく今日来てくださっていますので、矢吹様からも皆さんの御意見を聞

いてプラスアルファしていただけたらなと思います。よろしくお願いします。いかがでしょうか。

遠藤委員のほうからいかがですか。

○遠藤委員 では、私は議題（２）の役割・具体的な業務内容のところを少し。

実際に団体の中でやっていくと、先ほど矢吹様のお話の中で小学校へのアプローチ、講座は待っていても向こうからは来ないので、誰に届けたいのか、どんな講座が必要なのか、どこで誰に消費者教育を届けるべきかという見極めも必要だと思うのですが、やはり依頼を待っているだけではなくて、学校や福祉、企業も含めて地域担当の方、そういうところに積極的に働きかけて出前講座実施につなげるということと、それから講座は1回やって終わりではなくて、次につなげることがとても重要だと思っています。講座を通してつながった講師、地域のキーパーソン、そういった方とつながりを維持して、さっきおっしゃった掛け算になるように次のステップにつなげることがとても重要だと思っています。前回御紹介した高齢者向けの消費者被害未然防止をされている自治体さんと今、出前講座をしているのですが、そちらの方も年度が改まると自治体とか地域包括センター、そういったところに直接足を運んで周知されている。講座が終わった後もアンケートを取るのですが、啓発の内容をどういう形で周知していますかというところまで行って、本当に細かくて地道な取組なのなのですが、そういった取組がやはり消費者教育の裾野を広げるのではないかと私は思っています。なので、そういったところも難しいのですが、非常に重要なポイントかなと思って対応させていただきました。

以上です。

○大藪座長 ありがとうございます。非常に重要な点だと思います。

高比良委員、いかがでしょうか。

○高比良委員 今日はお話をお伺いして、幾つかのキーワードが気になりました。それについて意見を言わせていただきたいと思います。

1つは「追い風」という言葉です。消費者庁さんの資料の最初に「分かりやすく国レベルから示され、地域の取組への追い風になった」というフレーズがあったのですが、やはりそれも成年年齢引下げという背景があるということも国が積極的に広報に努めたため、これだけ進んできたのかなということも、「追い風」というのがこれからのキーワードになるのではないかと思います。

同じような言葉として、追い風と似ているのですが「プッシュ」です。プッシュ型、先ほど角山委員からのお話もあったのですが、やはり消費者教育を進めていくにはある程度強力で推進していく必要があるのではないのでしょうか。特に角山委員からは医療・福祉・介護分野ということで御意見が出ていたと思うのですが、私も医療については特に思うことがございます。消費者教育の講座を積極的に受講するという人は今の時点ではまだ限られたというか、意識が結構そちらに向いている人が中心かと思うのですが、医療は誰もが必要で、受けなければいけないときには必ず受けるものです。です、ぜひとも医療分野と

の連携ができないかなということ、例えば病院に消費者教育の資料を置いていただくことでも消費者教育を推進していけないのではないのでしょうか。それも1つのプッシュ型のやり方だと考えます。

それから、もう一つはコーディネーターに関してなのですが、コーディネーターは先ほど柿野委員からのお話にもありましたが、人なのか組織なのかどちらが主体となるべきなのかということなのですが、どちらともやはり重要だということで、矢吹先生からのお話のように「チーム」として動く必要があるのではないかと思います。

以上です。

○大藪座長 ありがとうございます。キーワードを挙げていただきまして、チームという言葉も非常に重要だったと思います。ありがとうございます。

それでは、岡田委員、いかがでしょうか。

○岡田委員 先ほども申し上げたのですが、どこからどこまでやるかというところすごく難しい。幅広く対象者もたくさんいて、ものすごく難しいなと思っています。取組の方向性を拝見すると、地域の実情という言葉が冒頭に出てくるので、そのところからは思うのですが、全部を包括的に幼児から高齢者まで、学生さんも併せて、県も講座をやっていますけれども、幅広く対象がいるところに対して、どういう観点で対象を絞り込んで、どうアプローチすればいいのかということが本当に難しいなと思っています。それで、全都道府県に対して共通で言えることを考えていくと、結果としては今、資料に挙げられている課題、方向性の言い方になるのだなと思いました。そういうのがたくさんある、やらなくてはならない対象、やらなくてはならないこと、分野、消費者被害もあれば、契約の部分もありますし、エシカルもある、どこにアプローチすればいいかなというのを検討できるような分かりやすい材料があって、それを都道府県ごとに、課題によっては市町村ごとに絞り込んでいけるような仕組みというのですか、そういったものが提案されたら、最初の1歩が踏み出しやすくなるかなと思いました。

すみません、話としてまとまっていないのですが、以上です。

○大藪座長 ありがとうございます。確かにやるのがすごく多くて、どこまでやったらいいのかとか、一番最初だったらこういうものが取り組みやすいよなんていうのは非常に重要かなと思いました。ありがとうございました。

それでは、角山委員、いかがでしょうか。

○角山委員 ありがとうございます。また矢吹様の発言をいただいてふと思ったキーワードの1つで、おっしゃっていたウィンウィン関係をつくるというのが非常におもしろいと思いついておりました。誰かがということではなくて、やはり教える側も教えていただく側も、それぞれにとってやってよかった、それを受けてよかったと思えるような、何かしらの利益とかではなくて、例えば自分がこういう社会貢献ができてよかったといった、ウィンウィン関係の場をつくっていくことがとても大切なのだと思いました。

そして先ほど人なのかチームなのかというお話の件でいいますと、私としてはやはり属

人的に、その人が異動してしまうと、また停滞であるとか機能しなくなるということを考えますと、コーディネーターはチームとか組織として機能するというような形の仕組みづくりがとても重要なのかなと思っております。先ほどのアンケートの中で、2年以内での異動であるとか、そのような状況で勤務されておられる方も多いのかなと思いました。そうしますと個人としてコーディネーター業務を依頼してしまうと、うまく機能しないまま、また次の異動ということになりかねないなと思っておりますので、チームとしてどのようなことができるのかといったことを念頭に置いた仕組みづくりが必要なのかなと思います。ありがとうございます。

○大藪座長 ありがとうございます。

それでは、最後に矢吹さんからコメントがもしあればいただけたらと思いますけれども、いかがでしょう。

○矢吹先生 御指名ありがとうございます。皆様からいろいろと御意見をお伺いして私も今日は新たな学びがありましたので、またこれから岡山に帰って生かしていきたいなと思っております。

お伺いする中でやはり大事なのは、県のコーディネーターと市町村のコーディネーターでは役割が違うということになってくるかと思えます。中核市にコーディネーターが配置されるということは、より身近なところで活動してくださるということなので、前回米沢市はコーディネーターが配置されておられませんけれども、ここにコーディネーターさんが配置されると、より身近なところでできてくる。ここに県のコーディネーターとうまく連携することによって、それがさらにバージョンアップできるのではないのかなと思っております。

コーディネーターの仕事はすごく範囲が広い。何から手をつけたらいいかわからないということだと思います。私も最初そうだったので、できるところからまず始めていって、ではこれは広がっていくという仕組みにしておけば、岡山大学法友会との教材とか教育というのは少し関与するだけでうまく動いていくわけです。そうすると次のステップで、次のところに手を広げていく。それも講座をツールとして、そのツールをうまく使いながらバージョンアップさせていくことによって連携が広がっていくのではないのかなと思っております。やはりその仕組みをどうつくっていくのかは、地域の実情に合わせてコーディネーターも交えながら俯瞰的にこれから何年計画でこういうものをつくっていくと、次に、これに発展できるよねというようなものをつくっておく、あるいは一緒に考えてできるところからしていくということではないのかなと思いました。岡山県も最初からスムーズに進んだわけではありません。一緒に走る人によって立ちどまるときもありましたし、予算がなくてできないで諦めて涙を流すことも何度もありましたけれども、そこはまた次できるのではないだろうかということで、さらにやっていくことができるのではないのかなと思っております。そういった形で国や地方公共団体がコーディネーターを支援して下さったら地域に根づいていくのではないのかなと思いますので、ぜひ御支援をいただければと

思います。

今日は貴重な機会をどうもありがとうございました。

○大藪座長 矢吹様、どうもありがとうございました。

今日、皆さん方から矢吹さんの御意見を聞きながら大事な視点がかなりたくさん出てきたかなと思いましたが、やはりは人だとか、例えば人材バンクを使うだとか、文科省の人たちと一緒に使うだとか、一般的な人からだんだん取ったらいいのではないかとか、あるいはネットワークの行動を組み入れというか、ネットワークとの関係をちゃんとしていくという人と人の関係、だけれども属人性にはとらわれない、組織としてうまく動いていかなければいけないという御意見がありまして、やはり仕組みづくりが非常に重要だということが今日多くの意見から出てきたと思いますし、それがトップダウンだけではなくボトムアップ、それから横連携、プッシュ型とこちら側から受け入れられていくというこの両方面とか、あるいは首長さんたちにどうやってアピールしていくかというような仕組みづくり、それから場の設定という御意見も非常に多く出てきたと思います。それが交流の場の仕組みでもあったり、今のようにコーディネーターの方たちが話ができるような場というのですか、話し合いの中に入れるような場づくりも重要だということがありました。

それからまた物ということも最後にありました。リーフレットだとか名刺だとか事例集だとか手引だとか、その辺も当たり前前に皆さんよく使われていることですが、そういったものをうまく使っていくことが非常に重要なのではないかとということがありましたし、外への見える化という指標のところ、可視化というか、コーディネーターがいるのだ、その人たちをどういうふうにして使っていくのだとかいうことがはっきり分かるような、それはベースの一つの意見だと思いますけれども、広報の仕方だとか、その辺のところも今後コーディネーターを非常にうまく機能させていくためには重要なのかなと思われました。

またキーワードも幾つか挙げていただきました。追い風だとかプッシュ型だとか、チームでやるとかウィンウィンでやるとかいうことで、うまいことアピールしながらコーディネーターを皆さん方で育てていくことが非常に重要だし、それを支援していくのが地方公共団体だったり国だったりするので、その辺のところを特に中核市のところにはぜひ入れてくださいというような、配置が進まないところの役割が非常に大きいということも皆さん方からいただけた御意見だったのでないかなと思います。

多くの御意見をいただきまして本当にありがとうございました。

それでは、ちょうど時間になりましたので、議題（3）の意見交換をこれで終了させていただけたらと思います。もしもまだ何か言い足りないという部分がありましたら、事務局宛てにお知らせいただけたらと思います。

以上で本日の議題は終了となります。

矢吹様、本当にありがとうございました。

それでは、司会を事務局にお返ししたいと思います。黒田課長、よろしく申し上げます。

○黒田課長 事務局の黒田でございます。

委員の先生方、そして矢吹様、本日は御多用のところ、様々な御意見を賜りまして誠にありがとうございました。今日は本当に深い議論がされて、様々な御示唆をいただきましたので、これを取りまとめにぜひ流し込んでいきたいと考えております。よろしくお願ひします。

次回第4回分科会の開催等につきましては、改めて座長とも相談の上、後日、事務局から御連絡させていただきたいと思ひます。

以上で第3回「地域における消費者教育の推進に向けた地域ネットワークの構築・強化に関する分科会」を終了させていただきます。誠にありがとうございました。